

緊急事態宣言に伴う 就学前教育保育施設の対応について

1【登園の自粛】

○感染拡大防止の観点から、登園の自粛を要請いたします。保護者の皆様においては、可能な限り（平日に仕事が休みの場合等）登園の自粛をお願いします。この場合、保育料等の減免措置対象といたします。

2【健康管理等の徹底】

- 検温シートの記入、手洗い、うがい等の感染予防の徹底をお願いします。
- 園児については、発熱があった場合、解熱後 24 時間は自宅で様子を見てください。なお、発熱の有無にかかわらず、体調不良の場合は、登園を行わないでください。
- 同居家族に体調不良の方がいた場合、可能な限り、登園をお控え下さい。
- 同居家族に濃厚接触者、もしくは、PCR 検査対象者がいる場合、結果が出るまでは可能な限り登園を控えていただき、体調管理をしてください。

3【外出の自粛】

- 別添の県対処方針のとおり、健康維持や生活に必要なものを除き、ご家庭においても外出自粛の徹底にご協力ください。
- 県外への往来については、【第 53 報】のとおり、健康観察及び帰沖後 2 週間の登園自粛を可能な限りお願いいたします。なお、この場合、保育料等は減免措置対象といたします。

4【園行事について】

- 人を園に集める行事については、原則「延期」となっておりますので、ご理解の程よろしくをお願いします。